

## プラスチック製買物袋の有料化の補足資料

## 参考 1 ガイドラインにおける表記（省令第 2 条第 2 項第 1 号に該当する袋）

袋の種類	ガイドライン
プラスチックのフィルムの厚さが <u>50 マイクロメートル以上</u> で、必要な表示があるレジ袋	・適正な価格が支払われることが期待される。(p.3)
海洋生分解性プラスチック配合率 <u>100%</u> で、必要な表示があるレジ袋	
バイオマス素材の配合率が <u>25%以上</u> で、必要な表示があるレジ袋	・適正な価格が支払われることが期待される。(p.3) ・配合率の引上げを検討 (p.5)
事業者からやむを得ず提供され、 <u>消費者が辞退できない状況で提供される袋</u> 例) ①免税店で消耗品をプラスチックの袋に入れて提供しなければならない②調剤された薬剤の被包（院内処方を除く）、③陳列されている時点ですでに商品が袋詰めになっている、④通信販売の商品を入れた袋であって、あらかじめ辞退の意思表示ができないもの	・消費者が辞退できない状態で提供することにより、結果としてむやみにプラスチック製の買物袋が使用されることは望ましくない。(p.7)
<u>持ち手がないもの</u> （持ち手の機能がある袋を除く。） 例) 生鮮食品を入れるための袋、複数の細かい商品をまとめるために使われる袋、衣類などの商品を主に保護するための袋	・省令に基づく有料化の対象となるか否かにかかわらず、有料化による過剰な使用抑制が基本 (p.3)
プラスチック製以外の買物袋（紙袋など）	・紙袋等の代替素材による容器包装の使用量が極端に増加することは望ましくない。(p.5)

特定の要件に該当するレジ袋

## 参考 2 ガイドラインにおける表記（省令対象外の袋）

省令の対象ではないプラスチック製の袋	ガイドライン
販売行為が事業として行われるものでない場合に提供される袋 例) 単発的なフリーマーケットへの出品	・対象外 (p.2)
役務の提供に伴い提供される袋 例) クリーニングの袋	・自主的取組として同様の措置を講じることを推奨する。(p.2, 6)
入れる中身が商品ではない場合に提供される袋 例) 景品・賞品・試供品や、切手・入場券等の役務の化体したものを入れる袋	

### 参考3 ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」における関連規定>

(物品の小売に伴って生じる廃棄物の発生抑制等)

第11条 物品の小売を行う事業者（以下「物品小売業者」という。）は、物品の小売に際してその店舗において次に掲げる取組を行わなければならない。

(1) 物品を購入し、又は購入しようとする者（以下「購入者」という。）に対して少なくとも次のいずれかの取組を促すために必要な事項を周知すること。

ア 発生抑制等配慮製品を優先的に選択し、及び容器包装の簡素化を図った販売方法、量り売りその他の廃棄物の発生抑制等に配慮した販売方法（以下「発生抑制等配慮販売方法」という。）を優先的に利用すること。

イ 購入した物品又は容器包装が再生利用可能廃棄物となったときは、当該再生利用可能廃棄物を適切に分別して排出すること。

(2) 購入者に対し、レジ袋（購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいう。以下同じ。）の要否及び必要最小限の枚数（レジ袋を必要とする場合に限る。）を確認すること。

2 物品小売業者は、物品の小売に際して、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

(1) 発生抑制等配慮製品を優先的に販売し、及び発生抑制等配慮販売方法を実施すること。

(2) レジ袋の譲渡を有償によることとすること、レジ袋を無償により譲渡することに代えて特典を付与することその他のレジ袋を無償により譲渡することを抑制するための措置を講じるとともに、購入者に対し、繰り返し使用することができる手提げ袋（以下「マイバッグ」という。）を持参することその他のレジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知すること。

(3) 再生利用可能廃棄物を回収するために必要な体制を整備するとともに、購入者に対しその回収の方法を周知すること。

3 市民は、物品の購入に際して、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

(1) 発生抑制等配慮製品を優先的に選択し、及び発生抑制等配慮販売方法を優先的に利用すること。

(2) マイバッグを持参すること等により、できる限りレジ袋を譲り受けないこと。

(3) 購入した物品又は容器包装が再生利用可能廃棄物となった場合においてこれらを購入した店舗において前項第3号の規定による体制の整備が行われているときは、その方法に従い、返却すること。

#### 参考4 本市におけるレジ袋有料化のこれまでの取組

- (1) 平成18年度に設立した「京都市レジ袋有料化懇談会」（「レジ袋懇談会」）が呼び掛けを行い、事業者・市民団体・京都市の連携により、19年1月、レジ袋削減等に取り組む自主協定「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定（「レジ袋削減協定」）」を締結し、参加事業者・団体の拡大を図ってきた。
- (2) 幅広い市民団体を取り込んだこの協定方式は、本市が全国で初めて取り組んだことから「京都方式」と呼ばれ、その後、多くの自治体で同方式によるレジ袋削減協定が締結されるなど、全国に波及している。
- (3) また、ピーク時からのごみ半減をめざす「新・京都市ごみ半減プラン」（平成27年3月策定）に基づき、レジ袋使用枚数が最も多い業態である食品スーパーのレジ袋有料化に取り組み、市内各店舗の面積が計1,000㎡以上の事業者について精力的に協議を進めてきた結果、政令市で初めて、全ての事業者（29事業者194店舗（1,000㎡未満の2事業者2店舗を含む））が一斉に、しまつのこころ条例が施行した平成27年10月から有料化を実施した。
- (4) 平成27年に有料化を実施した食品スーパーでは、「レジ袋辞退率が80%～90%になった。」「市民の環境意識が高く、円滑に有料化を進められた。」「レジ袋製造経費の節減にもなった。」といった声上がるなど、スムーズにレジ袋削減の取組が進んでいる。

令和元年12月末現在

	事業者	面積カバー率
有料化実施事業者（食品スーパーのうち、市内各店舗面積合計が1,000㎡以上）	26事業者 196店舗	100%
有料化実施事業者（食品スーパーのうち、市内各店舗面積合計が1,000㎡未満）	15事業者 16店舗	52.4%
合計	41事業者 212店舗	97.0%

- (5) 「新・京都市ごみ半減プラン」の推進項目となっている食品スーパー以外の業態であるコンビニエンスストア、百貨店等におけるレジ袋削減の取組については、主要なコンビニ店舗が加盟する（一社）日本フランチャイズチェーン協会（「JFA」）及び京都百貨店協会（高島屋、大丸松坂屋、JR京都伊勢丹、藤井大丸で構成）と協議を継続して行っており、28年度からは、生ごみ3キリ運動普及啓発の一環として「NOレジ袋キャンペーン」を共同で実施している。